

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言致します。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本市長

## 公表日

令和6年9月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和五年度物価高騰対策給付金(第一号)」及び「令和五年度物価高騰対策給付金(第二号)」並びに「令和六年度物価高騰対策給付金」に係る以下の給付金の支給を実施するための基礎となる地方税課税情報及び公金受取口座情報の取得に関する事務</p> <p>○電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加分)支給業務 世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税となる世帯に対し、1世帯あたり7万円を支給する。</p> <p>○電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(予備費分)支給業務 ・世帯全員の令和5年度住民税が均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給する。 ・世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税となる世帯に対し、世帯内の平成17年4月2日以降に生まれた児童1人につき5万円を支給する。 ・世帯全員の令和6年度住民税所得割が非課税となる世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給する。さらに、世帯内の平成18年4月2日以降に生まれた児童1人につき5万円を支給する。</p>
③システムの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金管理システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税情報照会対象者ファイル、公金受取口座情報照会対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項別表第135項</li><li>・別表主務省令第74条</li><li>・令和5年デジタル庁・総務省告示第47号</li><li>・令和6年デジタル庁・総務省告示第8号</li><li>・令和6年デジタル庁・総務省告示第10号</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 【情報照会の根拠】 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第160項並びに第162条</p> <p>【情報提供の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課重点支援給付金プロジェクトチーム
②所属長の役職名	健康福祉政策課副課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本市 総務局 行政管理部 法制課 情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課重点支援給付金プロジェクトチーム 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ <input type="checkbox"/> 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="checkbox"/> 委託しない ]		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="checkbox"/> 提供・移転しない ]		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="checkbox"/> 接続しない(入手) [ <input type="radio"/> 接続しない(提供) ]		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る開期
	評価書名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書	事前	
	個人のプライバシー等の権利利益の保護の措置	既本市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事項における特定個人情報ファイルの取扱いにあり、特定個人情報ファイルの取扱いに個人データのプライバシー等の権利利益に影響を及ぼさないことを認識し、特定個人情報開示の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを宣言致します。	既本市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事項における特定個人情報ファイルの取扱いにあり、特定個人情報ファイルの取扱いに個人データのプライバシー等の権利利益に影響を及ぼさないことを認識し、特定個人情報開示の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを宣言致します。	事前	
	事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務	事前	
	事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための検討会口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和5年度電気料金等価格高騰緊急支援給付金」の支給を実施するための基礎となる地方税課税情報及び公金受取口座情報の取扱いに関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための検討会口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和5年度電気料金等価格高騰緊急支援給付金」の支給を実施するための基礎となる地方税課税情報及び公金受取口座情報の取扱いに関する事務	事前	
	システムの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金管理システム、行政連携システム、国体内統合指名システム、中間サーバ	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金管理システム、行政連携システム、国体内統合指名システム、中間サーバ	事前	
	特定個人情報ファイル名	住民税課税情報照会対象者ファイル	住民税課税情報照会対象者ファイル、公金受取口座情報照会対象者ファイル	事前	
	対象人数	令和4年9月30日時点	令和5年5月1日時点	事前	
	取扱件数	令和4年9月30日時点	令和5年5月1日時点	事前	
令和4年1月1日	事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための検討会口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和5年度電気料金等価格高騰緊急支援給付金」の支給を実施するための基礎となる地方税課税情報及び公金受取口座情報の取扱いに関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための検討会口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和5年度電気料金等価格高騰緊急支援給付金」及び「令和5年度電気料金等価格高騰緊急支援給付金（第二号）」に係る以下の給付金の支給を実施するための基礎となる地方税課税情報及び公金受取口座情報の取扱いに関する事務 ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分）支給業務 ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（予定費分）支給業務	事後	
令和4年1月1日	対象人数	令和5年5月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和4年1月1日	取扱件数	令和5年5月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和4年1月1日	評価書名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書	住民税課税情報照会等に対する給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書	事前	
令和4年1月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の措置	既本市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事項における特定個人情報ファイルの取扱いにあり、特定個人情報ファイルの取扱いに個人データのプライバシー等の権利利益に影響を及ぼさないことを認識し、特定個人情報開示の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを宣言致します。	既本市は、住民税課税情報照会等に対する給付金の支給に関する事項における特定個人情報ファイルの取扱いにあり、特定個人情報ファイルの取扱いに個人データのプライバシー等の権利利益に影響を及ぼさないことを認識し、特定個人情報開示の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを宣言致します。	事前	
令和4年6月1日	事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務	住民税課税情報照会等に対する給付金の支給に関する事務	事前	
令和4年6月1日	事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための検討会口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和5年度電気料金等価格高騰緊急支援給付金」の支給を実施するための基礎となる地方税課税情報及び公金受取口座情報の取扱いに関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための検討会口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和5年度電気料金等価格高騰緊急支援給付金（第一号）」及び「令和5年度電気料金等価格高騰緊急支援給付金（第二号）」に係る以下の給付金の支給を実施するための基礎となる地方税課税情報及び公金受取口座情報の取扱いに関する事務 ○電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分）支給業務 ○電気料金等価格高騰重点支援給付金（予定費分）支給業務 ○世帯委員の令和4年度住民税均等割が非課税となる世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給する。 ○世帯委員の令和4年度住民税均等割が非課税となる世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給する。 ○世帯委員の令和4年度住民税均等割が非課税となる世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給する。 ○世帯委員の令和4年度住民税均等割が非課税となる世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給する。 ○世帯委員の令和4年度住民税均等割が非課税となる世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給する。 ○世帯委員の令和4年度住民税均等割が非課税となる世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給する。 ○世帯委員の令和4年度住民税均等割が非課税となる世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給する。	事前	
令和4年6月1日	対象人数	令和5年1月1日時点	令和5年6月1日時点	事前	
令和4年6月1日	取扱件数	令和5年1月1日時点	令和5年6月1日時点	事前	
令和4年6月1日	法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第1の101の項 別表第一 生活令第74 ・令和3年内閣府「総務省告示第1号」行政手続における情報の取扱いに関する事項の「利用等」に関する法律別表第一の生活令で定める事務を定める令第73条の内閣府令及び総務省令第10号	・番号法第9条第1項別表第1の135の項 別表第一 生活令第74条 ・令和4年デジタル庁「総務省告示第47号」 ・令和4年デジタル庁「総務省告示第8号」 ・令和4年デジタル庁「総務省告示第10号」	事前	
令和4年7月1日	法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第1の135の項 別表第一 生活令第74条 ・令和4年デジタル庁「総務省告示第47号」 ・令和4年デジタル庁「総務省告示第8号」 ・令和4年デジタル庁「総務省告示第10号」	・番号法第9条第1項別表第1の135の項 別表第一 生活令第74条 ・令和4年デジタル庁「総務省告示第47号」 ・令和4年デジタル庁「総務省告示第8号」 ・令和4年デジタル庁「総務省告示第10号」	事後	
令和4年7月1日	②法令上の根拠	番号法第19条第4号 ①「情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない」 【情報提供の根拠】なし ②「情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない」	番号法第19条第4号 【情報提供の根拠】 番号法第19条第4号に基づき利用特定個人情報の提供に関する令第2条の表裏160項並びに第162条 【情報提供の根拠】なし ③「情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない」	事後	